

II 労働争議の調整

1 調整事件の取扱状況

(1) 係属件数・終結件数

令和5年度に当委員会が取り扱った調整事件は14件であり、前年度と同数でした。その内訳は、前年度からの繰越しが5件、新規申請が9件であり、このうち12件が終結し、2件が翌年度への繰越しとなりました。

なお、調整事件の区分はいずれも「あっせん」であり、仲裁は昭和45年以降、調停は昭和61年以降、係属していません。

2-1表 調整事件の処理状況（単位：件）

区分		年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
係属件数	前年度からの繰越し	2	4	0	3	5
	新規	16	9	15	11	9
	合計	18	13	15	14	14
終結件数	解決	8	4	3	6	4
	不調・打切り	6(2)	8(3)	7(3)	3(1)	6(3)
	取下げ	0(0)	1(0)	2(1)	0(0)	2(0)
	合計	14(2)	13(3)	12(4)	9(1)	12(3)
翌年度へ繰越し		4	0	3	5	2
解決率(%)		57.1%	33.3%	30.0%	66.7%	40.0%

(注1) ()内は、被申請者があっせんに応じなかった事件を内数で示したものの。

(注2) 解決率は、解決件数を取下げを除く終結件数で除したものの。

(2) 平均処理日数・平均調整回数

令和5年度に終結した事件の申請から終結までの1件当たりの平均処理日数は86.8日でした。

なお、あっせんが実施され、令和5年度に終結した事件の平均調整回数は2.6回でした。

2-2表 調整事件の平均処理日数・調整回数（単位：件）

区分		年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均処理日数		109.3	101.8	80.3	127.0	86.8
平均調整回数		2.7	2.3	1.9	2.1	2.6

(注) 平均調整回数は、終結件数のうち、あっせんを実施した事件に係る調整回数をあっせん実施事件数で除したものの。

(3) 調整事件一覧

2-3表 令和5年度調整事件一覧

事件番号	区分	申請者区分	事業者の業種	調整事項	申請年月日	終結年月日	終結事由	備考
繰越4-10	あ	労	建設業（総合工事業）	解雇撤回	4.12.15	5.5.1	解決	協定締結
繰越4-11	あ	労	医療、福祉（医療業）	組合員の解雇撤回及び復職、誠実団体交渉実施	4.12.27	5.5.30	打切	
繰越5-1	あ	使	卸売業、小売業（食料品卸売業）	退職問題の解決、未払残業代の支払い	5.2.20	5.8.30	解決	協定締結
繰越5-2	あ	労	教育、学習支援業（その他教育・学習支援業）	解雇予告の撤回	5.3.28	5.4.7	打切	
繰越5-3	あ	労	生活関連サービス業、娯楽業（娯楽業）	団体交渉促進、労働問題の解決	5.3.29	5.5.18	打切	
5-4	あ	労	運輸業、郵便業（道路旅客運送業（ハイヤー・タクシー業））	決算書等の提示	5.5.11	5.7.19	解決	協定締結
5-5	あ	労	医療、福祉（社会保険・社会福祉・介護事業）	組合員の無期労働契約への転換、団体交渉ルールの方策策定	5.6.15	5.12.14	打切	
5-6	あ	労	製造業（はん用機械器具製造業）	アスベスト労災の被災者に対する見舞金支給基準の説明、アスベスト労災被災者の弔慰金額の調整	5.6.16	5.7.6	打切	
5-7	あ	労	卸売業、小売業（機械器具卸売業）	昇給及び一時金の増額、団体交渉ルールの方策策定	5.6.26	5.8.1	取下	
5-8	あ	労	サービス業（洗濯・理容・浴場業）	未払残業代の支払い	5.8.9	5.10.30	取下	
5-9	あ	使	製造業（化学工業）	労使交渉ルールの方策策定	5.9.15	5.9.28	打切	
5-10	あ	労	生活関連サービス業、娯楽業（娯楽業）	原職復帰及び一時金のバックペイ	5.9.26	5.12.21	解決	協定締結
5-11	あ	労	金融業、保険業（保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む））	元営業部長による法令違反の件等に関する説明	5.11.30			
6-1	あ	労	医療、福祉（医療業）	特殊勤務手当廃止の撤回または代償措置の導入	6.3.7			

(注1) 区分欄「あ」はあっせん、「調」は調停、「仲」は仲裁を示す。

(注2) 申請者区分欄「労」は労働組合、「使」は使用者からの申請を示す。